

「砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を改正する省令（案）」に関する意見公募手続の結果について

令和6年5月24日
経 済 産 業 省
製 造 産 業 局
素 材 産 業 課

「砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を改正する省令（案）」について、令和6年4月22日から同年5月21日まで意見公募手続を実施しました。その結果については、以下のとおりです。

1. 意見公募手続の実施方法

- （1）募集期間：令和6年4月22日（月）～令和6年5月21日（火）
- （2）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口配布
- （3）意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送又は電子メール

2. 意見公募の対象

「砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を改正する省令（案）」

3. 提出意見数 0 件